宇美町浄化槽設置事業補助金申請の流れ

事　　項	添　　付　　書　　類

浄化槽設置届　（申請者→宗像・遠賀保健福祉環境事務所）

↓

浄化槽事前連絡票（申請人→町）

①位置図（付近見取図）
②住宅平面図（配置配管図）　●汚水は赤色、雨水は青色に着色（汚水管と雨水管は接続不可）
③地積図（字図）（税務課で取得してください）

↓

補助金交付申請書（申請者→町）　※着工の1週間以上前に提出すること

①位置図（付近見取図）
②住宅平面図（配置配管図）　●汚水は赤色、雨水は青色に着色（汚水管と雨水管は接続不可）
③浄化槽設置届出書及び受理書の写し（審査期間を経過したもの）
④工事請負契約書の写し　（第2条第2項の工事の期間は補助金交付申請書の工期と同じであること）
⑤誓約書
⑥小型合併処理浄化槽機能保証登録証　（市町村用）
（工事完了は補助金交付申請書の工期の終了日と同じであること）
⑦浄化槽設備士免状又は修了証書の写し
⑧浄化槽認定シート・登録証の写し
⑨浄化槽管理票（C票）（⑧使用開始予定日は保証登録証の使用開始と同じであること）
⑩専用住宅等を借りている者は賃貸人の承諾書

↓

書類審査、現地確認

↓

補助金交付決定通知書（町→申請者）

↓

工事着工　※補助金交付決定通知が届くまで着工することはできません
※添付書類に準じた施行を行うこと

↓

中間検査　※浄化槽据付の立会検査を行いますので、据付の1週間前までに環境課に連絡してください
※当日は基礎工、配筋、コンクリート基礎打設に関する施行写真を用意してください

↓

浄化槽工事完了届出　（申請者→宗像・遠賀保健福祉環境事務所）

↓

浄化槽使用開始届出　（申請者→宗像・遠賀保健福祉環境事務所）

↓

実績報告書（申請人→町）　※事業完了日（使用開始届受付日）から1ヶ月以内に提出すること

①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
②浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）及び領収書の写し
③浄化槽設備士が確認したチェックリスト
④工事写真、生コンクリート材料伝票の写し
⑤工事完了届及び使用開始届の写し
●工事写真は台紙の欄全てに貼ること
●工事写真撮影時、浄化槽設備士は必ずヘルメットを着用のこと

↓

完了検査　※申請者と検査日時の日程調整後、環境課に連絡してください
（申請者、施工業者、保守点検業者、町の4者立会）

↓

補助金交付確定通知書（町→申請者）

↓

補助金交付請求書（申請者→町）

↓

補助金交付（町→申請者）

●①浄化槽設備士の変更、②配管・浄化槽位置の変更、③工期の変更がある場合は変更が決まった時点で早急に変更承認申請書を提出してください。

③の工期の変更の申請は<u>変更前の工期内</u>に提出してください。

（例）［変更前］4月1日～6月10日　→　［変更後］4月1日～7月10日の場合、変更届は6月10日までに提出

宇美町役場　環境課　環境衛生係
〒811-2192　宇美町宇美五丁目1番1号　電話：092-934-2226　　FAX：092-933-7512